

			第二十六条第五項 第二項第四号	第三十八条第二項第四号
			(吸收合併存続協同組織金融機関が総会の決議によつて吸收合併契約の承認を受ける場合について準用する法等の規定の読み替え)	(吸收合併存続協同組織金融機関が総会の決議によつて吸收合併契約の承認を受ける場合について準用する法等の規定の読み替え)
			第十七条 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第十七条 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
			読み替える信用金庫法の規定 第四十九条第六項 読み替えられる字句	読み替える信用金庫法の規定 第四十九条第六項 読み替えられる字句
			2 法第三十五条第四項において労働金庫が消滅協同組織金融機関である場合について労働金庫法第五十五条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	2 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第三項の規定を準用する場合における同項において準用する信用金庫法第四十九条第六項の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
			読み替える労働金庫法 読み替えられる字句 第五十五条第六項 第五十三条第二号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項	読み替える労働金庫法 読み替えられる字句 第四十九条第六項 第五十三条第二号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項
			3 法第三十五条第五項において信用協同組合が消滅協同組織金融機関である場合について中小企業等協同組合第五十五条の二第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	3 法第四十一条第二項において同条第一項の場合について法第三十五条第四項の規定を準用する場合における同項において準用する労働金庫法第五十五条第六項の規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
			読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第一項 共済事業を行う組合又は信用協同組合	読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第一項 共済事業を行う組合又は信用協同組合
			読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第二項 前項に規定する組合	読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第二項 前項に規定する組合
			読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第二項 合併等	読み替える中小企業等協同組合 第五十五条の二第二項 合併等
			(消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読み替え) 第十六条 法第三十八条第四項において同条第一項の場合について法第二十六条第四項及び第五項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	(消滅協同組織金融機関の債権者が異議を述べる場合について準用する法等の規定の読み替え) 第十六条 法第三十六条第一項(第二号を除く。)、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項及び第二項(第二号を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
			読み替える法の規定 第二十六条第四項 第二十一一条第一項 第二項第四号	読み替える法の規定 第三十六条第一項(第二号を除く。) 第三十七条第一項及び第二項(第二号を除く。) 第二十一一条第一項 第二項第四号
			読み替える字句 第二十六条第四項 第二十一一条第一項 第二項第四号	読み替える字句 第三十六条第一項(第二号を除く。) 第三十七条第一項及び第二項(第二号を除く。) 第二十一一条第一項 第二項第四号

(転換の登記申請書の添付書面)

第三十五条 法第六十四条第一項の規定により転換後金融機関についてする登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 金融庁長官（法第五条第七項に規定する場合にあつては、金融庁長官及び厚生労働大臣）の認可書又はその認証がある謄本

二 転換計画書

三 定款

四 法第五十五条第二項、第五十八条において準用する法第三十五条第一項の規定による転換計画の承認その他の手続があつたことを証する書面

五 法第五十八条において準用する法第二十六条第二項（第二号イ及びロを除く。）又は法第六十三条において準用する法第三十八条第二項（第二号イ及びロを除く。）の規定による公告及び催告（法第六十三条において準用する法第二十六条第三項又は法第六十三条において準用する法第三十八条第三項の規定により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第八十七条の四第一項各号、労働金庫法第九十一条の四第一項各号又は中小企業等協同組合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該転換をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

六 転換をする金融機関が株券発行会社であるときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していなきことを証する書面

七 転換をする金融機関が新株予約権を発行しているときは、法第六十五条第二項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していなきことを証する書面

八 転換後金融機関が普通銀行であるときは、次に掲げる書面

九 転換後金融機関の取締役（転換後金融機関が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役）が就任を承諾したことを証する書面

一〇 転換後金融機関の会計参与又は会計監査人を定めたときは、次に掲げる書面

(1) 就任を承諾したことと証する書面
(2) これらのが法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。
(3) これらの者が法人でないときは、会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人があつては同法第三百三十七条第一項に規定する者であることを証する書面

ハ 株主名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面並びに出資の総口数及び総額を証する書面

二 商業登記法第十八条（申請書の添付書面）及び第四十六条第三項（添付書面の通則）の規定

九 転換後金融機関が協同組織金融機関であるときは、代表権を有する者の資格を証する書面並びに前項の登記の申請について準用する。

（財務局長等への権限の委任）

第三十六条 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるもの（法第三条第一項第五号に掲げる金融機関の合併に関するものに限る。）は、吸収合併存続協同組織金融機関又は新設合併設立協同組織金融機関である信用金庫又は信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第五条第一項の規定による認可

二 法第五条第四項の規定による前号に掲げる認可の条件の付加

三 法第六条第三項及び第四項並びに第六十八条第三項の規定による承認

四 法第六十八条第一項の規定による届出の受理

五 第二条の規定による合併認可申請書の受理並びに第三条第一項及び第二項の規定による承認

申請書の受理

一 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第五十二条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の受理は、法第五十二条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）に掲げる許可を受けたものとみなされる者の主たる営業所又は事務所（次項において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

二 法第六十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、法第五十二条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

三 法第五十二条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

四 法第五十二条の二第二項の規定による書類の受理

五 法第五十二条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録にあつては、福岡財務支局長に委任する。

一 法第五十二条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五十二条の二第二項の規定により法第五十二条の三第一項の表の下欄に掲げる登録を受けたものとみなされる者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

二 法第五十二条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

三 法第五十二条の二第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

四 法第五十二条の二第二項の規定による書類の受理

五 法第五十二条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録にあつては、福岡財務支局長に委任する。

一 法第五十二条の三第一項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

二 法第五十二条の二第二項の規定による書類の受理

三 法第五十二条の三第二項（法第六十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）

四 法第五十二条の二第二項の規定による書類の受理

五 法第五十二条の三第三項（法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による登録にあつては、福岡財務支局長に委任する。

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 地方支分部局の整理のための行政管理官設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長がした処分等とみなす。

第三条 改正法の施行前に北九州財務局長又は南九州財務局長に対しても申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、それぞれ福岡財務支局長又は九州財務局長に対しても申請等とみなす。

附 則（昭和五七年三月二七日政令第四八号）抄
1 この政令は、銀行法の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五七年九月二八日政令第二七〇号）
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五九年九月二二日政令第二七三号）
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附 則（平成三年三月二十五日政令第四八号）抄
1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成五年三月三日政令第二九号）抄
1 この政令は、平成五年三月三日から施行する。

(施行期日)

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」という。）の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

附 則

（平成九年九月一九日政令第二八八号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

附 則

（平成一〇年五月二七日政令第一八四号）

この政令は、金融監督庁設置法の施行の日（平成十年六月二十二日）から施行する。

附 則

（平成一〇年一一月二〇日政令第三六九号）抄

（施行期日）この政令は、平成十年十一月一日から施行する。

第一条

この政令は、平成十一年十一月一日から施行する。

附 則

（平成一一年九月二九日政令第三〇一号）抄

（罰則の適用に関する経過措置）この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（平成一一年一月一五日政令第三三九三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成一二年六月七日政令第二四四号）抄

（施行期日）この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

第一条

この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則

（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄

（施行期日）この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

第一条

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則

（平成一三年九月二一日政令第三一一号）抄

（施行期日）この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

第一条

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

附 則

（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

第一条

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

附 則

（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

第一条

この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

附 則

（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄

（施行期日）この政令は、内閣法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条

（罰則の適用に関する経過措置）この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

（平成一五年三月二八日政令第一一七号）

（施行期日）この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附 則

（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄

（施行期日）この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附 則

（平成一七年二月一八日政令第二四四号）抄

（施行期日）この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

第一条

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則

（平成一九年一月一二日政令第八号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則

（平成一九年一月一二日政令第八号）

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

（平成一九年七月一三日政令第二〇八号）抄

（施行期日）この政令は、信託法の施行の日から施行する。

第一条

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年五月一日）から施行する。

附 則

（令和三年一一月一〇日政令第三〇九号）

（施行期日）この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るために銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

第一条

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一十七年五月一日）から施行する。

附 則

（平成二七年一月二八日政令第二三三号）

（施行期日）この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年五月一日）から施行する。

第一条

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年五月一日）から施行する。

附 則

（平成二七年一月二八日政令第二三三号）

（施行期日）この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年五月一日）から施行する。